

Office JAMPOT 座席チケット販売規約

自主興行(以下「興行」といいます。)では、座席チケット(前売券)をOffice JAMPOT(以下「当社」といいます。)公式ホームページ内で有料で販売しており、観劇をご希望の方(以下「お客様」といいます。)がご利用いただく際に、チケット販売の規約(以下「チケット販売規約」といいます。)を設けております。チケットを購入する全ての皆様にチケット販売規約が適用されますので、ご承諾の上、座席チケットをご予約・ご購入ください。

第1条:(販売方法)

当社では、自社ホームページ内でのチケット販売の業務を行っており、独自の販売方法を設けています。

第2条:(購入契約の成立)

- お客様が所定の手続きに従って予約・購入の申込をするものとし、当該申込手続き完了をもって購入契約が成立します。ただし、当社が別段の定めをした場合はこの限りではありません。
- 本規約に別段の定めがある場合を除き、お客様都合による座席予約および購入契約の申込撤回、返金要求、払い戻しをすることはできません。
- 購入時のお客様の情報は正確な氏名、お電話番号、ご住所等を登録してください。

第3条:(料金の支払い)

1. お客様がチケットを購入する場合には、チケット代金その他、当社の定める支払い方法にかかる手数料をお支払いください。
2. 支払方法については、当社が購入申込時に決済手段として指定する銀行振込となります。当社の定める期日までに当該料金をお支払いください。

第4条:(チケットの引き渡し)

1. 当社はおお客様のチケット引渡方法について、入金を確認後の数日以内に登録住所への配送の手続きを開始します。
2. チケットが郵便局での保管期間を過ぎたり、お客様の住所・氏名等の登録内容に不備がありチケットの配送ができない場合、当社は再配送を行う場合がありますが、その場合はお客様は別途当社が定める再配送の料金を負担しなければなりません。ただし、当社は再配送を行う義務を負うものではありません。お客様は、入金から1～2週間経過してもチケットが届かない場合、当社までお問い合わせください。

第5条:(販売・引き渡しの自動キャンセル)

当社は、お客様が以下の各号のいずれかに該当する場合、お客様へのチケットの販売、またはチケットの引き渡しを自動キャンセルする場合があります。

- (1) 当社よりご案内の期限内に所定の手続きをしなかった場合

(2) 払込期日までにチケット代金が振り込まれなかった場合

(3) その他、本規約等に違反する行為をした場合

第6条:(チケットの取替・変更・クーリングオフ)

チケット購入契約が成立したチケットは、お客様都合による取替、変更、キャンセルはお受けできません。なお、当社で販売したチケットには、クーリングオフは適用されません。

第7条:(チケットの再発行)

当社はチケットをいかなる場合(紛失・盗難・破損等)でも再発行いたしません。

第8条:(チケットの払い戻し)

1. 興行等の内容変更、中止に伴うお客様への告知は当社が行います。したがって、興行等の内容変更、中止に起因して当該チケットの払戻業務を行う場合があります。
2. 当社が払戻業務を行う場合、以下の各号に掲げる事項が適用されます。
 - (1) 払戻しについては払戻期間内に限り行うこととし、別途当社が定める方法にて払戻しを行います。また、払戻しを行う場合、購入されたチケットをご返却いただきます。払戻期間を過ぎた場合、チケットを破損・紛失するなどチケットの原券をご返却いただけない場合、当社は払戻しを行いません。
 - (2) 払戻しの要求は、原則としてチケットを購入したお客様自らが行うものとし、当

社が特別に認める場合を除き、お客様は第三者にチケットを譲渡し払戻しを行わせること、チケットの払戻しを第三者に委託すること、第三者に対して払戻しを代理させること、または第三者の管理する金融機関口座等を払戻先とすること、その他、チケットを購入したお客様以外の第三者がチケットの払戻しを行っているとは当社が判断する態様により払戻しを請求することはできません。したがって、当社は、それらの要求がなされた場合であっても、払戻しを行う義務を負いません。

(3) 前項にかかわらず、チケットを持参したお客様がチケットを購入したお客様ご本人であるとそうでないを問わず、当社は当社の判断で当該チケットを持参したお客様を払戻対象者とみなし、払戻しを行うことができるものとし、お客様はこれに異議を唱えません。なお、当社はそのようにみなし払戻しを行う義務を負うものではありません。

(4) お客様への払戻額は、チケット代金のみに限られ、振込手数料、交通費、宿泊費、通信費、その他お客様がチケットを購入するために要した費用、興行等の入場のために要した費用等の返金はいりません。

(5) 当社が払戻業務を行い、払戻金を支払う場合、お客様が申請した内容にて払戻金の支払いを実施します。その際に、お客様の申請した内容(ご住所・口座情報等)等に不備があった場合、返金の遅滞および不能について、当社は一切の責任を負いません。また、お客様は不備のあった情報に関して速やかに所定の方法により当該情報の変更を行います。

(6) 払戻しまでに3~4週間程度要する場合があります、お客様はこれに異議を唱えません。

第9条:(販売の終了・再開)

チケット販売期間中であっても、当社での販売予定枚数に達した場合は当該興行のチケットの販売は終了します。ただし、追加席・追加興行等を決定した場合は販売を再開する場合があります。

第10条:(禁止事項)

1. お客様は、以下の各号のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) 転売目的でチケットを入手すること
 - (2) 本サービスを通じて入手したチケットを、その券面金額を超える対価で第三者に譲渡等し、また譲渡等しようとする事
 - (3) 入場の際、チケットを持たない第三者を入場させること、また、入場させようとする事(ただし、お客様の家族や親類、友人知人の未就学児は除く。)
 - (4) 購入する意思がないチケットにつき、購入の申し込みを繰り返すこと。なお、入金期限までに入金を行わない場合は、購入する意思がないチケットにつき購入の申し込みをしたものとみなされます。
 - (5) 払戻しを行うことを目的としてチケットを入手すること
2. 当社は、前項各号に定める禁止事項に加えて、会員とチケットの購入契約を締結する際に、当該公演等の当社の同意のないチケットの有償譲渡を禁止する旨を明示することで、当該有償譲渡を禁止する場合があります。チケットの購入申込み時にご確認ください。
3. 会員が本条第1項に違反した場合、当社の裁量により、当該違反者が購入したチケットを無効とし、当該チケットにかかる興行への入場を認めず、既に入場している場合には退場を命じることができます。
4. 前項の場合であっても、当社は無効としたチケットの対価を返金する義務を負わないほか、当該違反当事者に生じた損害を賠償する義務を負いません。

第11条:(過誤発券等の損害賠償)

当社が誤った内容のチケットを販売・発券した場合、当社は当該チケットを購入した会員に生じた損害を賠償する場合がありますが、その限度額は、チケットの券面金額に当該チケットを購入するために会員が負担した各種手数料金額を加えた額とします。ただし、当該損害が当社の故意または重過失により発生した場合はこの限りではありません。

第12条:(チケット販売についての免責)

1. 当社から直接購入されたチケット以外のチケット(例:出演者より購入したもの)については、金銭の授受および管理等については当社は一切の責任を負いません。購入元の出演者との購入契約となります。
2. 通信回線の混雑またはコンピュータ・システム上の不慮の事故等により、チケット申込や購入の成否の確定またはその通知が大幅に遅れ、または不可能となったとしても、当社はこれによりお客様または第三者に生じた損害に対し、当社は一切の責任を負いません。
3. 当社は、本サービスにより販売されるチケット等の販売数量がお客様の全ての購入希望を満たすことを保証するものではなく、また、本サービスにより販売されるチケット等に記載された内容が真実であること(記載どおりに興行等が実施されることを含みます。)について、いかなる保証も行いません。
4. チケットの購入申込手続き完了の通知は、当社から送付する返信用メールをもって通知します。
5. 当社が定める期間内にチケットが引き取られない場合であっても、当社はチケット代金等を返金する義務を負いません。

6. 当該興行に入場する際にチケットを持参するのを忘れた場合、返信用メールをもって入場資格者と判断いたします。返信用メールが見当たらない、購入した履歴を証明できない場合にお客様が被る不利益(会場に入場できなかったことや、当日券を追加購入いただくことを含みます。)について、当社は一切の責任を負いません。

附則

本規約は2023年7月1日より有効です。